

**改正**

平成20年9月30日規則第56号

平成21年9月30日規則第32号

平成24年7月31日規則第35号

平成24年9月14日規則第41号

平成25年6月28日規則第39号

平成26年3月31日規則第7号

平成26年11月28日規則第38号

平成27年12月28日規則第79号

平成28年3月18日規則第12号

東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年東久留米市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

**第3条** 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

**第4条** 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する児童に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設は除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法

令による措置によらずに入所しているもの（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所しているものから、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（条例第4条第1項の規則で定める額）

**第5条** 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次に掲げる額とする。

- （1） 扶養親族等及び児童がないときは、622万円
- （2） 扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額

（条例第4条第1項に規定する所得の範囲）

**第6条** 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法）

**第7条** 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- （1） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- （2） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受け

た者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（条例第5条の医療証の交付申請）

**第8条** 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 児童を養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

3 東久留米市長（以下「市長」という。）は、第1項の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。

4 東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年東久留米市条例第21号）に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育しているものが、引き続き4月1日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号及び第2号の確認は行わなければならない。

5 東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年東久留米市条例第35号）第5条に規定する医療証の交付を受けている15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している者が、条例に基づく医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号及び第2号の確認は行わなけれ

ばならない。

(医療証の有効期間)

**第9条** 医療証の有効期間の始期は、条例第3条及び第4条の規定（以下「資格要件」という。）に該当するに至った日からとする。ただし、条例第5条に規定する申請を資格要件に該当するに至った日の翌日から起算して31日以後に行ったときは、当該申請を行った日の属する月の初日を有効期間の始期とする。

2 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

3 前2項に規定する有効期間内に、対象者が資格要件に該当しなくなったときは、前項の規定にかかわらず、資格要件に該当しなくなった日を有効期限とする。

(医療証の返還)

**第10条** 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

**第11条** 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（様式第4号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例等)

**第12条** 条例第7条第1項の規則で定める書類とは、厚生労働省令の規定による限度額適用・標準負担額減額認定証をいう。

2 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき。

3 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、東久留米市が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第9条の規則で定める届出)

**第13条** 条例第9条第1項に規定する規則で定める届出は、申請事項変更（消滅）届（様式第6号）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例に基づき医療証の交付を受けている者が、東久留米市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に規定する医療証を受けようとする場合は、前項の届出を省略することができる。ただし、条例に基づく医療証は、返却しなければならない。

3 条例第9条第2項に規定する届出は、現況届（様式第7号）及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

4 条例第9条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第9号様式）により行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、受給者の同意に基づき公簿等によって現況を確認することができるときは、当該届出を省略することができる。

（受給資格消滅の通知）

**第14条** 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、受給資格消滅通知書（様式第8号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

**第15条** 条例第10条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第10号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（様式第11号）により行うものとする。

（添付書類の省略）

**第16条** 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

## 付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年9月30日規則第56号）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の

修正を加え、なお使用することができる。

**付 則**（平成21年 9 月30日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 施行日において助成の対象者となる認定の手続き及びこれらに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

**付 則**（平成24年 7 月31日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成22年 6 月 1 日から適用する。

**付 則**（平成24年 9 月14日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 5 条の規定は、平成24年10月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年 9 月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**付 則**（平成25年 6 月28日規則第39号）

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

**付 則**（平成26年 3 月31日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**付 則**（平成26年11月28日規則第38号）

この規則は、平成26年12月 1 日から施行する。

付 則（平成27年12月28日規則第79号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年3月18日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、改正前の規則様式第1号、様式第3号及び様式第8号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式（省略）